

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html

執行機関名 長野県知事

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東日本大震災により被災した私立の学校の幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の2の項 東日本大震災により被災した私立の学校の幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱(平成23年7月29日23情私第184号総務部長通知)第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1 この要綱は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）により、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域をいう。以下同じ。）において被災した<u>幼児</u>（別表1に定める園児をいう。）、<u>児童及び生徒</u>（以下「生徒等」という。）で、長野県内に所在する私立学校に在籍又は転入学し、授業料及び入学金（幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）においては保育料及び入園料。以下「授業料等」という。）の納付が困難となった<u>生徒等の保護者等の負担軽減を図るため</u>、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）が、授業料等を軽減した場合に、当該軽減額に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱（平成23年7月29日23情私第184号総務部長通知） 補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）</p>